

レンタル利用約款

第一条（総則）

レンタル利用約款（以下「本約款」）は、DCraftWork（以下「当方」）と申込者との契約関係について定めるものです。

当方は申込者に対し、本約款に記載する条件にて動産賃貸借（レンタル）契約およびこれに基づくサービス（以下これらのサービスを総括して「レンタル」と呼称）を提供します。

当方は申込者の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更できるものとします。この場合、レンタルに関する全ての条件は変更後の約款によるものとします。なお、本約款の変更は、当方のホームページ上に表示した段階で効力を生じるものとします。

第二条（契約成立）

申込者は、本約款の内容を確認し承諾の上で、当方の定める所定の手続きに従って、当方に対しレンタル利用の申し込みを行うものとします。

個別の商品のレンタル（以下「個別契約」）は、申込者からの文書による申し込み（FAX、メールを含む）に対し、当方がこれを承諾した時に成立するものとします。ただし、事由の如何にかかわらず、利用契約の申し込みを承諾しない場合があります。

個別契約が成立した場合、当方はその旨を証する文書を申込者に送付（郵便、メール、FAXを問わない）するものとし、申込者はこれに対し文書をもって応答するものとします。

第三条（個別契約）

個々の取引における商品の規格、数量、使用場所、レンタル期間、レンタル料、引き渡し予定日、利用サポートの提供等の条件については、個別契約に定めるものとします。

第四条（代理）

個々の取引における商品の申込、受領、返却は、申込者の従業員、代理人、申込者の委託した運送業者などによっても行うことができるものとし、これらの者の申込、受領、返却は当然に申込者の申込、受領、返却とみなします。

第五条（レンタル期間）

レンタル期間は原則として貸出日（レンタル開始日）から返却日（レンタル終了日）までの日数計算とします。また、最低期間は個別の商品によって定めることが可能であるものとします。

商品によっては期間保証をご負担いただく場合があります。

第六条（レンタル料）

レンタル料金は原則として現金前払いとします。現金前払い以外のときは別途協議させていただきます。

レンタル料支払いが手形、小切手による場合は、決済が完了したときをもって債務の弁済があったものとしします。

第七条（商品の引き渡し、検収）

商品の引渡しは、原則として、レンタル開始日に申込者指定場所に送付することで行います。その際、配送上のトラブルなどで商品の到着日が指定日より遅延した場合、到着日の朝8:00を起点としてレンタル期間を変更いたします。

申込者は、商品受領後ただちに商品の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不具合がないかを検査していただきます。万一、不具合が発見された場合はすみやかに当方までご連絡ください。

この場合、当方はすみやかに代替品の送付か修理を行います。なお、この連絡がなかった場合には、商品は検査に合格し、正常な機能を備えた状態で引き渡されたものとしします。

第八条（免責）

輸送機関の不都合等、当方の責に帰することのできない事由によって商品の引き渡しが遅れ、または不能となった場合、当方はその責任を負わないものとしします。

申込者の商品の利用、補完に起因して、申込者および第三者に損害が生じた場合についても、申込者の責任において処理し、この場合当方は責任を負わないものとしします。

個々の取引における商品のレンタルに関し、当方の責に帰すべき事由その他によって当方が申込者に対して損害賠償責任を負担する場合、申込者が出捐したことによる直接損害に限るものとし、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とします。

商品の不具合等に起因して申込者または得第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害については、当方はその責任を負わないものとしします。

第九条（商品の返却）

製品の返却は、申込者が商品を、レンタル期間の終了日に当方指定場所に発送することで行います。発送日がレンタル終了日を超過した場合、レンタル期間が延長したものとし、日数に応じた延滞金を請求いたします。

返却する商品は、原形返却（貸出時点での現状有姿での返却）するものとしします。

第十条（遵守事項）

申込者は、レンタル利用にあたって以下の事項を遵守するものとしします。

- ・商品の仕様、補完については、善良なる管理者の注意義務を祓い、関係法令を守り、商品本来の用法および能力に従って、十分な機能の働く状態を維持管理して使用すること。
- ・商品の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行うこと。
- ・本約款および個別契約に定める権利義務または商品を無断で第三者に譲渡、承継、転貸、担保提供し、また不法な利用をしないこと。
- ・当方の承諾を得ることなく、商品の使用場所を変更したり、不動産に定着したりしないこと。
- ・商品に付してある装置、部品、付属院や標示、標識番号を除去したり、また他の動産に付着させたり、改造、性能または機能を変更したりして現状を変更しないこと。

第十一条（費用負担）

以下の費用は申込者の負担となります。

- ・レンタル期間中の維持管理にかかる消耗品の費用。
- ・商品の納入、引取に伴う搬送費用。
- ・天変地変その他原因の如何を問わず、商品受領後返却までに生じた商品の減失・盗難・紛失・破損についての修復・回復等の費用。（ただし通常の利用による摩耗はこの限りではなく、申込者が商品の本来の用法・能力に従って、常時正常の状態で使用していたにもかかわらず発生した修理・補修は当方の費用負担で行います）

第十二条（通知）

申込者の氏名・商号・代表者・住所等々に変更があったときは、すみやかに書面によりその旨を当方に通知するものとします。

第十三条（謝絶）

当方は、次の場合にはレンタルの利用をお断りし、個別契約の申し込みを承諾しないものとします。また、レンタル期間中であっても、レンタルの継続をお断りし、個別契約を解除するものとします。

- ・申込者または代理人もしくは同伴者（以下「申込者等」）が暴力団等の反社会的勢力の構成員または関係者であると判明したとき。。
- ・申込者等が当方とのレンタル取引に関し、当方他関係者に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したときまたは暴力的行為および言辞を用いたとき、あるいは風説や偽計による当方の信用を毀損し、または当方の業務を妨害したとき。

第十四条（期限の利益喪失）

申込者が次の各号のひとつに該当したときは、当方に対する債務について、当方からのなんの通知催告がなくても当然に期限の利益を失い、残債務全額を即時に弁済しなくてはなりません。

- ・ レンタル料、修理費、その他当方に対する債務の履行を遅滞したとき。
- ・ 本約款および個別契約に定める事項に違反したとき。
- ・ 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払不能もしくは支払停止状態に至ったとき。
- ・ 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行競売その他の公権力の処分、もしくは破産、民事再生、会社更生の手続き開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき。
- ・ 解散、死亡もしくは制限能力者となり、または住所・居所が不明となったとき。
- ・ 信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的な事情が発生したとき。
- ・ レンタル利用に関して、申込者に不正な行為（違法行為または講習諒恕に反する行為など）があったとき。

第十六条（連帯保証人等）

当方は、個々の取引に際して、連帯保証人の加入または保証金の預託を求める場合があります。連帯保証人は、申込者の当方に対するレンタル料その他の一切の債務について連帯保証することとします。

当方は、レンタル料その他の債務について、いつでも保証金をもって充当することができるものとします。

第十七条（紛争の解決）

当方と申込者の間で訴訟の必要が生じた場合には、当方営業値を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。